

16 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		数 量	
引 取 数 量	①	1,027,003	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	131,965	
差 引	(①-②) ③	895,038	
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	7,901	
	元 売 業 者 分 0.3/100	315	
	計 ④	8,216	
課 税 標 準 量	(③-④) ⑤	886,822	
そ の 他 ( 申 告 納 付 等 ) の 分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	54	
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	27	
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	131	
	そ の 他	1,270	
	小 計 ⑥	1,482	
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-
		み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	124
そ の 他		227	
小 計 ⑦	351		
課 税 標 準 量	(⑥-⑦) ⑧	1,131	
合 計	⑤+⑧	887,953	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	1	
	特 約 業 者	本 店 の 数	18
		登 録 事 務 所 等 の 数	72
	計	本 店 の 数	73
登 録 事 務 所 等 の 数		210	
仮 特 約 業 者	本 店 の 数	536	
	登 録 事 務 所 等 の 数	74	
	本 店 の 数	228	
	登 録 事 務 所 等 の 数	608	
	本 店 の 数	-	
	登 録 事 務 所 等 の 数	-	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」には、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取りに係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」には、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油等の数量、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油の数量並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の数量の合計を記載した。
- 「特別徴収義務者数等」には、平成27年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」には、本店(本社)が本県に所在するものを記載した。

○ 事務所別内訳

区 分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩 釜	
特別徴収義務者数	元 売 業 者	-	-	14	4	-
	特 約 業 者	6	17	109	26	11
	計	6	17	123	30	11
引 取 数 量	10,782,726	155,386,275	888,508,472	654,371,158	17,689,095	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 及 び 欠 減	1,621,514	11,072,843	447,573,969	466,419,924	3,029,583	
差 引 課 税 標 準 量	9,161,212	144,313,432	440,934,503	187,951,234	14,659,512	
申 告 納 付 等	49,352	190,376	114,867	169,806	31,951	
合 計 課 税 標 準 量	9,210,564	144,503,808	441,049,370	188,121,040	14,691,463	
調 定 額	295,659	4,638,572	14,157,685	6,038,685	471,596	

(特別徴収義務者数は、平成27年2月末日現在。)